

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

教育委員会規則

○愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則	第2号	(総務課)	1
○愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第3号	(同)	18

告 示

○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第2条第1項の規定に基づく区域及び事業の指定	第52号	(産業立地通商課)	20
○道路の区域の変更	第53号	(道路維持課)	20

公 告

○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	20
○落札者等の公示		(企業庁総務課)	20
○落札者等の公示		(経営課)	21
○愛知県立みあい特別支援学校スクールバス運行業務等に関する一般競争入札の実施		(財務施設課)	21

教育委員会規則

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和五年二月十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

靖

愛知県教育委員会規則第一号

愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年愛知県条例第五十一号。以下「条例」という。)の規定に基づき、愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が保有する個人情報の保護に關し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第二条 法第七十五条第一項に規定する個人情報ファイル簿は、様式第一のとおりとする。

(開示請求書の様式)

第三条 法第七十七条第一項に規定する開示請求書は、様式第一のとおりとする。

(開示決定通知書等の様式)

第四条 法第八十二条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第七十六条第二項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第三

2 一 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第四

2 二 法第八十二条第二項に規定する書面は、様式第五のとおりとする。

(決定期間延長通知書の様式)

第五条 法第八十三条第二項、第九十四条第二項及び第一百一条第二項に規定する書面は、様式第六のとおりとする。

(開示請求に係る決定期間特例通知書の様式)

第六条 法第八十四条に規定する書面は、様式第七のとおりとする。

(事案の移送の様式)

第七条 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項の規定による事案の移送は、様式第八により行つものとする。

2 法第八十五条第一項及び第九十六条第一項に規定する書面は、様式第九のとおりとする。

(第三者者に対する意見照会における通知書等の様式)

第八条 法第八十六条第一項の規定による通知を書面により行つ場合の当該書面は、様式第十のとおりとする。

2 法第八十六条第二項に規定する書面は、様式第十のとおりとする。

3 法第八十六条第三項（法第一百七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、様式第十一のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施)

第九条 法第八十七条第一項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書（法第六十条第一項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書をいう。以下同じ。）の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき一部とする。

2 法第八十七条第一項の規定により閲覧の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

3 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、教育委員会が適当と認める方法とする。

一 閲覧に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

二 写しの交付に準ずる方法 次に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

ロ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(開示の実施方法等申出書の様式)

第十条 法第二十六条第一項に規定する書面は、様式第十二のとおりとする。

(費用の負担)

第十二条 条例第四条第二項の県の機関等の規則で定めるものは、第九条第二項第一号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第十二条 法第九十一条第一項に規定する訂正請求書は、様式第十三のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第十三条 法第九十三条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 法第九十条第一項の規定による訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第十四

2 二 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第十五

2 法第九十三条第二項に規定する書面は、様式第十六のとおりとする。

- (訂正請求及び利用停止請求に係る決定期間特例通知書の様式)
- 第十四条 法第九十五条及び第一百二条に規定する書面は、様式第十七のとおりとする。
- (訂正実施通知書の様式)
- 第十五条 法第九十七条に規定する書面（情報提供等記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の訂正を実施した旨を通知する場合に係るもの）を除く。）は、様式第十八のとおりとする。
- (利用停止請求書の様式)
- 第十六条 法第九十九条第一項に規定する利用停止請求書は、様式第十九のとおりとする。
- (利用停止決定通知書等の様式)
- 第十七条 法第一百一条第一項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。
- 一 法第九十八条第一項の規定による利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第二十
 - 2 二 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第二十一
- (口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報)
- 第十八条 教育委員会は、条例第五条第一項の規定により口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により閲覧の求めをすることができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。
- (口頭による保有個人情報の閲覧の求めにおける本人の証明に必要な書類)
- 第十九条 条例第五条第一項の規定による閲覧の求めをする者は、教育委員会に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
- 一 閲覧の求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該閲覧の求めをする者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類
- (諮詢の通知の様式)
- 第二十条 法第一百五条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、様式第二十二により行うものとする。

附 則

- 1 (施行期日)
- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- (愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)
- 2 愛知県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年愛知県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

様式第1（第2条関係）

個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 合第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報 の提案を募る個人 情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	行政機関等の名称
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	(名称) (所在地)	個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称
作成された行政機関等匿 名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)	個人情報ファイルの利用 目的
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	(名称) (所在地)	記録項目
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間		記録範囲
備考	記録情報の収集方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 2 「要配慮個人情報」欄、「個人情報ファイルの種別」欄及び「行政機關等匿名加工情報の提案の提案を募る個人情報ファイル」欄については、該当する□にレ印を付すこと。
 3 各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

個人情報ファイル簿
(表)

(裏)

個人情報ファイルの名称	個人情報ファイルの名称
行政機関等の名称	個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称
個人情報ファイルの利用 目的	個人情報ファイルの利用 目的
記録項目	記録範囲
記録情報の収集方法	要配慮個人情報 □ 含む □ 含まない
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 (所在地)	記録情報の経常的提供先
訂正及び利用停止に關す る他の法令の規定による 特別の手続等	開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 (所在地)

様式第2（第3条関係）

(表)

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し てください。）	
<input type="checkbox"/> 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所（居所）	
(エ) 本人の電話番号	
<p>ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 次の欄は、記入する必要がありません。 </p>	
担当課等	
備考	

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合は、これに加えて住民票の写し等）が必要です。
- 3 請求の実施の方法等欄及び請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□に印を付してください。
- 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示請求書							
年 月 日							
氏 名							
郵便番号							
住所（居所）							
電話番号							
個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示請求をします。							
<table border="1"> <tr> <td>※ 請求者の区分</td> <td>1 本人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 本人の法定代理人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 本人の任意代理人</td> </tr> </table>		※ 請求者の区分	1 本人		2 本人の法定代理人		3 本人の任意代理人
※ 請求者の区分	1 本人						
	2 本人の法定代理人						
	3 本人の任意代理人						
開示請求をする保有個人情報の内容							
<table border="1"> <tr> <td>※ 開示の実施の方法等</td> <td>1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 実施の希望日> この欄の記載は任意です。 </td> </tr> </table>		※ 開示の実施の方法等	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 実施の希望日> この欄の記載は任意です。				
※ 開示の実施の方法等	1 庁舎における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 実施の希望日> この欄の記載は任意です。						
2 写しの送付を希望する。							
(開示の実施の方法及び開示の実施の希望日については、希望に沿えない場合があります。)							
<table border="1"> <tr> <td>ア 請求者本人確認書類</td> <td><input type="checkbox"/> 連絡免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 個人カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 請求書を送付する場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る）を添付してください。 </td> </tr> </table>		ア 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 連絡免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 個人カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 請求書を送付する場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る）を添付してください。				
ア 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 連絡免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 個人カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> 請求書を送付する場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る）を添付してください。						

様式第3（第4条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書	第 年 月 日	愛知県教育委員会 印
年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報について、次の一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。		
1 開示請求のあつた保有個人情報の内容 （行政文書の名称： ）	2 開示しないこととした部分及びその理由 （ ）	3 開示する保有個人情報の利用目的 （ ）
4 開示の実施の方法等 (1) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで （日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。） 時間： 場所： 写しの送付を希望する場合の準備日数 (2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで （日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。） 時間： 場所： 写しの送付を希望する場合の準備日数 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 （ ） (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円 (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円		
5 担当課等 電話 内線 （ ）		

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
 3 1の審査請求をした場合は、その結果を被告としてこの訴訟における裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの訴訟の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
 注 当日は、この通知書及び連絡免許證等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定通知書	第 年 月 日	愛知県教育委員会 印	
年 月 日付けて開示請求のありました保有個人情報について、次の一部を開示することに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により通知します。			
1 開示請求のあつた保有個人情報の内容 （行政文書の名称： ）	2 開示する保有個人情報の利用目的 （ ）	3 開示の実施の方法等 (1) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで （日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。） 時間： 場所： 写しの送付を希望する場合の準備日数 (2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで （日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。） 時間： 場所： 写しの送付を希望する場合の準備日数 (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数 （ ） (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円 (4) 開示の実施に要する費用の額 写しの作成に要する費用 円 写しの送付に要する費用 郵便切手 円	4 担当課等 電話 内線 （ ）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
 3 1の審査請求をした場合は、その結果を被告としてこの訴訟の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
 注 当日は、この通知書及び連絡免許證等請求者本人であることを証明する書類を御持参の上、上記の開示場所までお越しください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第4条関係）

様式第5（第4条関係）

決定期間延長通知書		第 年 月 日		第 年 月 日	
請求のあつた保有個人情報の内容		請求のあつた保有個人情報の内容		請求のあつた保有個人情報の内容	
延長後の決定期間		年 年 月 月		年 年 月 月	
延長の理由					
担当課等		電話		電話	内線

年 月 日付で 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条第 項の規定により、次とおり決定する期間を延長しましたので通知します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不開示決定通知書		第 年 月 日		第 年 月 日	
愛知県教育委員会 印		愛知県教育委員会 印		愛知県教育委員会 印	
年 月 日付で開示請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。		年 月 日付で開示請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。		年 月 日付で開示請求がありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により通知します。	
開示請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)	開示しないことと した根拠規定及び 当該規定を適用す る理由	(行政文書の名称：)	担当課等	電話 内線

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7(第6条関係)

		決定期間特例通知書															
年 月 日	号	年 月 日	号														
殿		愛知県教育委員会 印															
<p>年　月　日付けて開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、次のとおり決定する期間を延長します。</p> <table border="1"> <tr> <td>開示請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td>(行政文書の名称：)</td> </tr> <tr> <td>個人情報の保護に 関する法律施行条 例第3条の規定に より読み替えて適 用する個人情報の 保護に関する法律 第84条(開示決定 等の期限の特例) の規定を適用する 理由</td> <td>(年　月　日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次の期限まで に開示決定等を行う予定です。) 年　月　日</td> </tr> <tr> <td>氏　名： 住所(居所)： 連絡先：</td> <td>担当課等</td> </tr> <tr> <td>法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))</td> <td>電話　内線</td> </tr> <tr> <td>添付資料等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</td> </tr> <tr> <td>担当課等</td> <td></td> </tr> </table>				開示請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)	個人情報の保護に 関する法律施行条 例第3条の規定に より読み替えて適 用する個人情報の 保護に関する法律 第84条(開示決定 等の期限の特例) の規定を適用する 理由	(年　月　日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次の期限まで に開示決定等を行う予定です。) 年　月　日	氏　名： 住所(居所)： 連絡先：	担当課等	法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))	電話　内線	添付資料等		備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	担当課等	
開示請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)																
個人情報の保護に 関する法律施行条 例第3条の規定に より読み替えて適 用する個人情報の 保護に関する法律 第84条(開示決定 等の期限の特例) の規定を適用する 理由	(年　月　日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次の期限まで に開示決定等を行う予定です。) 年　月　日																
氏　名： 住所(居所)： 連絡先：	担当課等																
法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))	電話　内線																
添付資料等																	
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)																
担当課等																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、本人の状況のうち該当する
□にレ印を付すこと。

様式第8(第7条関係)

事案移送書		第 年 月 日	号								
愛知県教育委員会 印											
<p>年　月　日付けで　請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第3条の規定により、次のとおり移送します。</p> <table border="1"> <tr> <td>請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td>(行政文書の名称：)</td> </tr> <tr> <td>請求者氏名等 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))</td> <td>添付資料等</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)</td> </tr> <tr> <td>担当課等</td> <td>電話　内線</td> </tr> </table>				請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)	請求者氏名等 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))	添付資料等	備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)	担当課等	電話　内線
請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)										
請求者氏名等 法定代理人又は任意代理人による請求の場合 (本人の状況　□未成年者(　年　月　日生) □成年被後見人 □任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所(居所))	添付資料等										
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合は、その旨)										
担当課等	電話　内線										

樣式第9（第七條關係）

書會照見意

号 日
月 年

卷之三

印會員委教育県愛知

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により開示請求のありました保有個人情報に、あなたに関する情報が含まれていますので、同法第86条第1項の規定により通知します。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示について御意見があれば、別紙に
より 年 月 日までに回答してください。

開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名稱

開示請求の年月日

開示請求のあつた保有個人情報に含まれているあなたのに関する情報の内容

意見書の提出先（担当者）

內線電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考 薄用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10（第8条關係）

事案移送通知書
第年月日

印会員委員教育県愛知

年 月 日付けで 請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 条 第 項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

請求のあった

保有個人情報の内 容	(行政文書の名称 :)
移送をいたした日	年 月 日

移送をした行政機関等 の担当課等	内線 電話
移送を受けた行政 機関等（ 決定 をする行政機関 等）	

移送を受けた行政

機関等の担当課等 電話 内線

移送をした理由

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11（第8条関係）

開示決定に係る通知書		
年 月 日	月 日	年 月 日
様	愛知県教育委員会 印	
<p>年 月 日 付けで審査請求に反対する意見書の提出がありました。開示に反対する意思の表示</p> <p>有個人情報について、次のとおりその全部を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。</p>		
開示請求の年月日	開示請求の年月日	開示に反対する場合の意見
開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名称	開示請求のあつた保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	(1) 開示に反対する部分
開示決定をした理由	開示を実施する日	(2) 開示に反対する具体的理由
開示しないこととした部分	開示しないこととした部分	開示に反対する場合の意見
担当課 等	電話 内線	
<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることとができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。</p>		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知する場合は、審査請求及び取消訴訟に係る教示文を省略すること。

別紙

意見書	
年 月 日	年 月 日
愛知県教育委員会 印	
氏名 郵便番号 住所（居所） 電話番号	
<p>開示請求のあつた保有個人情報が記録されている行政文書の名称</p> <p>開示についての意見 〔該当する番号を○で囲んでください。〕</p> <p>1 開示しても差し支えない。 2 開示に反対する。</p>	
(1) 開示に反対する部分	
開示に反対する場合の意見	

様式第12（第10条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏 名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

氏名 郵便番号 住所(居所) 電話番号	開示請求に係る保有個人情報の内容	開示の実施の方法
		午前 年 月 日 時
		午後 _____
		午前 年 月 日 時
		午後 _____

注 1 開示の実施の方法欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 開示の実施の方法欄で1に該当する場合は、該当する□に印を付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13（第12条関係）

(表) 保有個人情報訂正請求書

年 月 日

愛知県教育委員会 殿

氏名
郵便番号
住所(居所)
電話番号

年 月 日に開示を受けた保有個人情報により、次のとおり訂正請求します。
保護に関する法律第91条第1項の規定により、個人情報の

※ 請求者の区分 1 本人 2 本人の法定代理人 3 本人の任意代理人	決定通知書の文書番号： 決定通知書の日付：	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 (行政文書の名称：)	開示の実施の方法
訂正請求をする保有個人情報の内容			午前 年 月 日 時
訂正請求の趣旨			午後 _____
訂正請求の理由			午前 年 月 日 時
			午後 _____

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

- ア 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証(住所記載のあるもの)
 個人番号カード 在留カード又は特別永住者証明書
 在その他()
 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付してください。

(裏)

イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
(ア) 本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
(イ) 本人の氏名	
(ウ) 本人の住所（居所）	
(エ) 本人の電話番号	
ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	
<input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> 登記事事項証明書（請求日前30日以内に作成されたもの）	
<input type="checkbox"/> その他（ エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（請求日前30日以内に作成されたもの） <input type="checkbox"/> その他（	

保有個人情報訂正決定通知書					
年 月 日	第 年 月 号				
捺 標					
愛知県教育委員会 印					
年 月 日 付けて訂正請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。					
訂正請求のあつた保有個人情報の内容					
(行政文書の名称:)					
訂 正 の 内 容	<table border="1"> <tr> <td>訂正前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訂正後</td> <td></td> </tr> </table>	訂正前		訂正後	
訂正前					
訂正後					
訂 正 年 月 日	年 月 日				
担 当 課 等	電話 内線				
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。					
3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。					
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。					

- 注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 2 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出（送付による請求をする場合であって、請求者本人であることを証明する書類を提出するときは、これに加えて住民票の写し等）が必要です。
 3 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する口にレ印を付してください。
 4 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。委任状は、原本に限ります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第16（第13条関係）
保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日	号
愛知県教育委員会 印	
様	

年 月 日付けで訂正請求がありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)
訂正をしないこと とした理由	
担当 課 等	電話 内線

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部訂正決定通知書							
年 月 日	号						
愛知県教育委員会 印							
様							
年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、次のとおりその一部の訂正をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により通知します。							
<table border="1"> <tr> <td>訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容</td> <td>(行政文書の名称:)</td> </tr> <tr> <td>訂正の内容</td> <td>訂正前 訂正後</td> </tr> <tr> <td>訂正をしないこと とした理由</td> <td></td> </tr> </table>		訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)	訂正の内容	訂正前 訂正後	訂正をしないこと とした理由	
訂正請求のあつた 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称:)						
訂正の内容	訂正前 訂正後						
訂正をしないこと とした理由							
<table border="1"> <tr> <td>担当課等</td> <td>電話 内線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）</td> </tr> </table>		担当課等	電話 内線	1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）			
担当課等	電話 内線						
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）							
内線 電話							
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。） 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）							
内線 電話							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18（第15条関係）

保有個人情報訂正実施通知書		決定期間特例通知書	
年	月	年	月
愛知県教育委員会印			
年 月 日付けて提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により、次のとおり訂正の実施をしましたので、同法第97条の規定により通知します。			
訂正の実施をした 保有個人情報の内 容	(行政文書の名称：)	請求の あつた保有個人情 報の内容	(行政文書の名称：)
訂正請求者の氏名		個人情報の保護に 関する法律第 一条 (の期限の特例) の規定を適用する理 由	
訂正請求の趣旨		する期限	年 月 日
訂 正 の 内 容	訂正前 訂正後	担当課 等	電話 内線
訂 正 年 月 日			
担 当 課 等			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17（第14条関係）

保有個人情報訂正実施通知書		決定期間特例通知書	
年	月	年	月
愛知県教育委員会印			
年 月 日付けて請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 一条 (の期限の特例) の規定により、次のとおり決 定する期間を延長しましたので通知します。			
請求の あつた保有個人情 報の内容	(行政文書の名称：)	個人情報の保護に 関する法律第 一条 (の期限の特例) の規定を適用する理 由	
決定等を する期限	年 月 日	担当課 等	電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

1

イ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載し てください。)					
(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年月日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人					
<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者					
(イ) 本人の氏名 _____					
(ウ) 本人の住所(居所) _____					
(エ) 本人の電話番号 _____					
<p>ウ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> 登記事事項証明書(請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他の()</p> <p>エ 任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状(請求日前30日以内に作成されたもの) <input type="checkbox"/> その他の()</p>					
次の欄は、記入する必要がありません。					
<table border="1"> <tr> <td>担当課等</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		担当課等	備考		
担当課等	備考				

注1 ※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

注2 利用停止請求の趣旨欄は、法98条第1項第1号を選択した場合は、該当する□に印を付してください。

注3 請求の際には、運転免許証等請求者本人であることを証明する書類の提示又は提出(送付)する様子を撮影して、請求者本人で、申請事務の写し等)が必要です。

注4 請求者の本人確認書類等の各欄は、該当する□に印を付してください。

注5 任意代理人が委任状を提出する場合は、委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(請求日前30日以内に作成されたものに限る。)を添付し、又は委任者の運転免許証等本人に対し一回発行された書類の写しを併せて提出してください。
注6 任持扶助は、原本に限ります。

次の欄は、記入する必要がありません。

ハバクの胸は、既にヘリコチニカ・ツツフホセハ。

利用停止請求の理由	<p>請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。</p> <p>ア 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書</p> <p>イ その他（<input type="checkbox"/> 請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。）</p>
-----------	---

請求者の本人確認書類等は、以下のとおりです。

□ 請求者本人確認書類 □ 運転免許証 □ 健康保険被保険者証 (住所記載のあるもの)
△ □ 個人番号カード

- 在留カード又は特別永住者証明書
- その他（ 申請書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等（請求日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付してください。）

様式第20（第17条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書		第 号
年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次とのおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。		
利用停止請求のあつた保有個人情報の内容	利用停止の内容	利用停止をしないこととした部分及びその理由
利用停止請求の名称： (行政文書の名称：)	利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日	利用停止年月日
担当課 等	内線 電話	内線 電話
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。		

保有個人情報利用停止決定通知書		第 号
年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次とのおりその一部の利用停止をすることに決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により通知します。		
利用停止請求の内容	利用停止の内容	利用停止をしないこととした部分及びその理由
利用停止請求の名称： (行政文書の名称：)	利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日	利用停止年月日
担当課 等	内線 電話	内線 電話
1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。		

様式第22（第17条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けの審査請求については、次のことおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容 (行政文書の名称 :)	担当課等 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会を提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第23（第20条関係）

審議会 諮問通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県教育委員会 印

年 月 日付けの審査請求については、次のことおり愛知県個人情報保護審議会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容 (行政文書の名称 :)	審査請求の内容 (行政文書の名称 :)	担当課等 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月十四日

愛知県教育委員会教育長 飯田

三

愛知県教育委員会規則第二号

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示不等に關する規則の一
部を改正する規則

愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十二年愛知県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により行つことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧

一、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は聴

第十条第一項中「の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であつて、教育委員会がその保有するプログラムにより行うことができるもの」に改め、同項ただし書中「当該各号」を「この項本文」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

二 当該電磁的記録を光ディスクに複写したもの交付

樣式第一中

金口

この教科1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります）。

3 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの訴訟において愛知県を代の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟における著者は愛知県教育委員会となります）。

主1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

これが
ことである。

〔江ノ島第六〕を次の上

様式第6（第6条関係）

決定期間特例通知書

第 年 月 号 日

愛知県教育委員会 印

様

開示に反対する場合の反対の
理由

を

(1) 開示に反対する部分

(2) 開示に反対する具体的な理由

行政文書の名称その他の 行政文書に係る行政文書 を特定するに足りる事項	愛知県情報公開条例第 13条（開示決定等の期限 の特例）の規定を適用す る理由
残りの行政文書について 開示決定等をする期限	(残りの部分について、次 の期限までに可能な部分に 開示決定等を行い、残りの部分につ いては、次の期限までに開示決定等を行 う予定です。) 年 月 日

担当課等 電話 内線

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

に改める。

様式第八別紙中

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告示

愛知県告示第52号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成14年愛知県条例第5号）第2条第1項の規定に基づき知事が指定する区域及び事業を次のように指定した。

令和5年2月14日

愛知県知事 大村秀章

区域の名称	区 域	事 業
田原4区（3期）	田原市白浜二号の別図に示す区域	製造業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業並びに不動産業、物品販貸業のうち不動産販貸業・管理業及び物品販貸業

（「別図」は省略し、その図面を愛知県経済産業局産業部産業立地通商課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

愛知県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月14日

愛知県知事 大村秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			敷地の幅員	延長
		新	旧	区 間		
県道	瀬戸大府東海線	旧		愛知郡東郷町大字和合字知々釜40番1地先から同1番3地先まで		
		新		同	31.5～40.0	0.165

公 告

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年2月14日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
3尾建 96-230	令和 4.4.11	株式会社すき家 代表取締役 筱川 直樹	東京都港区港南二丁目18-1	豊明市栄町大根1-1665ほか3筆
4知建 59-4	4.5.17	原田はるな	知多郡阿久比町大字白沢字下釜ヶ池6-1	常滑市久米字伝子39-1
4尾建 96-87	4.7.29	丹羽 房子	あま市上萱津左渡44	あま市上萱津白髭56及び57
4尾建 96-124	4.9.27	アーキデザインハウス株式会社 代表取締役 小濱 康弘	日進市竹の山二丁目2204	愛知郡東郷町大字春木字野渕2369-1
4尾建 96-121	4.9.28	武政実生菜	北名古屋市鹿田179-1	北名古屋市鹿田西村前50
4尾建 96-133	4.10.12	株式会社木村不動産 代表取締役 木村 雅己	尾張旭市大久手町一の曾108	尾張旭市南栄町旭ヶ丘8

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和5年2月14日

愛知県公営企業管理者
企業庁長 中川喜仁

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県尾張水道事務所管理課 一宮市昭和三丁目3番28号

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続
 ⑥入札公告を行った日
 ①液化天然ガス（LNG） 2,324トン／年（予定） ②令和5年1月26日 ③名古屋市熱田区桜田町19-18 東邦瓦斯株式会社 ④9,290.00円（単価） ⑤一般競争入札 ⑥令和4年11月18日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和5年2月14日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

[契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地]

愛知県がんセンター 名古屋市千種区鹿子殿1番1号

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続
 ⑥入札公告を行った日 ⑦随意契約の理由
 ①乳腺バイオプシー専用システム 一式 ②令和5年1月30日 ③名古屋市中区丸の内三丁目23番16号
 株式会社三輪器械 ④38,665,000円 ⑤随意契約 ⑥令和4年11月25日 ⑦地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年2月14日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称、数量及び契約方法

- ア 愛知県立みあい特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- イ 愛知県立一宮東特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- ウ 愛知県立瀬戸つばき特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- エ 愛知県立半田特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- オ 愛知県立春日台特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- カ 愛知県立豊川特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- キ 愛知県立安城特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- ク 愛知県立にしお特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- ケ 愛知県立いなざわ特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- コ 愛知県立大府もちのき特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- サ 愛知県立佐織特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- シ 愛知県立三好特別支援学校スクールバス運行業務 一式、単価契約
- ス 愛知県立名古屋特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- セ 愛知県立港特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- ソ 愛知県立豊橋特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- タ 愛知県立岡崎特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- チ 愛知県立一宮特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- ツ 愛知県立ひいらぎ特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- テ 愛知県立にしお特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約
- ト 愛知県立小牧特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式、単価契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

各特別支援学校の通学区域内（ただし、校外学習等の運行は学校の指定する場所）

(5) 入札方法

- ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又

は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 入札金額は、スクールバスの運行に係る1日1台当たりの単価並びに校外学習等に係る運行時の1台1時間当たりの単価及び1台1キロメートル当たりの単価を小数点第2位まで記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）「03. 役務の提供等」のうち「13. 旅客業」に登録されている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、知事が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 1(1)アの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

令和5年2月14日（火）から令和5年2月22日（水）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日の午前8時から午後8時までです。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木）午前10時

愛知県立みあい特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立みあい特別支援学校

岡崎市美合町並松1-51（郵便番号444-0802）

電話（0564）57-0013

- (2) 1(1)イの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立一宮東特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立一宮東特別支援学校

一宮市丹羽字中山1151-1（郵便番号491-0083）

電話（0586）51-5311

- (3) 1(1)ウの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの

稼働時間は、(1)アのとおり。)

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木） 午前10時

愛知県立瀬戸つばき特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立瀬戸つばき特別支援学校

瀬戸市南山町474（郵便番号489-0965）

電話（0561）56-0952

(4) 1 (1)工の調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの

稼働時間は、(1)アのとおり。)

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水） 午前10時

愛知県立半田特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立半田特別支援学校

半田市池田町二丁目30（郵便番号475-0945）

電話（0569）27-7061

(5) 1 (1)才の調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの

稼働時間は、(1)アのとおり。)

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木） 午前10時

愛知県立春日台特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立春日台特別支援学校

春日井市神屋町713-8（郵便番号480-0392）

電話（0568）41-8752

(6) 1 (1)力の調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの

稼働時間は、(1)アのとおり。)

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木） 午前10時

愛知県立豊川特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立豊川特別支援学校

豊川市平尾町門田77（郵便番号442-0863）

電話（0533）88-2553

(7) 1 (1)キの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの

稼働時間は、(1)アのとおり。)

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水） 午前10時

愛知県立安城特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立安城特別支援学校

安城市桜井町伝左20（郵便番号444-1154）
電話（0566）99-3345

(8) 1(1)ケの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立にしお特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立にしお特別支援学校

西尾市須脇町高河原86（郵便番号445-0046）

電話（0563）65-5430

(9) 1(1)ケの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立いなざわ特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立いなざわ特別支援学校

稻沢市一色森山町225-1（郵便番号492-8364）

電話（0587）35-2005

(10) 1(1)コの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木）午前10時

愛知県立大府もちのき特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立大府もちのき特別支援学校

大府市森岡町七丁目427（郵便番号474-0038）

電話（0562）46-3011

(11) 1(1)サの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立佐織特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立佐織特別支援学校

愛西市西川端町中東山37（郵便番号496-8019）

電話（0567）37-2061

(12) 1(1)シの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水） 午前10時

愛知県立三好特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立三好特別支援学校

みよし市打越町山ノ神1-2（郵便番号470-0213）

電話（0561）34-4832

(13) 1 (1)スの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水） 午前10時

愛知県立名古屋特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立名古屋特別支援学校

名古屋市西区中小田井5-88（郵便番号452-0822）

電話（052）502-8866

(14) 1 (1)セの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木） 午前10時

愛知県立港特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立港特別支援学校

名古屋市港区港明一丁目10-2（郵便番号455-0018）

電話（052）651-3710

(15) 1 (1)ソの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水） 午前10時

愛知県立豊橋特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立豊橋特別支援学校

豊橋市西口町字西ノ口25-10（郵便番号440-0841）

電話（0532）61-8118

(16) 1 (1)タの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木） 午前10時

愛知県立岡崎特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立岡崎特別支援学校

岡崎市本宿町字古新田78（郵便番号444-3505）

電話（0564）48-2601

(17) 1(1)チの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木）午前10時

愛知県立一宮特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立一宮特別支援学校

一宮市杉山字氏神廻1（郵便番号491-0136）

電話（0586）78-4635

(18) 1(1)ツの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立ひいらぎ特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立ひいらぎ特別支援学校

半田市出口町一丁目8-1（郵便番号475-0903）

電話（0569）26-7131

(19) 1(1)テの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月27日（月）午前8時から令和5年2月28日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月1日（水）午前10時

愛知県立にしお特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立にしお特別支援学校

西尾市須脇町高河原86（郵便番号445-0046）

電話（0563）65-5430

(20) 1(1)トの調達に係るもの

ア 入札説明書の交付方法

(1)アと同じ。

イ 入札期間

令和5年2月28日（火）午前8時から令和5年3月1日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)アのとおり。）

ウ 開札の日時及び場所

令和5年3月2日（木）午前10時

愛知県立小牧特別支援学校

エ 問合せ先

愛知県立小牧特別支援学校

小牧市大字久保一色1129-2（郵便番号485-0003）

電話（0568）73-7661

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望単価に数量を乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(4)の資格を有することを証明する書類を令和5年2月16日（木）午前8時から令和5年2月22日（水）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)アのとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 低入札価格調査基準価格に関する事項

この入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、低入札価格調査基準価格を設定します。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、当該最低価格をもって有効な入札を行った者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると著しく不適当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

- (a) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Miei Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (b) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Ichinomiyahigashi Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (c) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Setotsukushi Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (d) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Handa Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (e) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Haruhidai Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (f) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Toyokawa Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (g) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Anjo Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (h) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities and physical disabilities) 1 set
- (i) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Inazawa Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (j) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Obumochinoki Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (k) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Saori Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (l) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Miyoshi Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities) 1 set
- (m) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Nagoya Tokubetsushien School (school for children with

- physical disabilities) 1 set
- (n) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Minato Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (o) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Toyohashi Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (p) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Okazaki Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (q) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Ichinomiya Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (r) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Hiiragi Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (s) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School (school for children with intellectual disabilities and physical disabilities) 1 set
- (t) Entrust of School Bus Service for Aichi Prefectural Komaki Tokubetsushien School (school for children with physical disabilities) 1 set
- (2) Bidding period:
- (a) Aichi Prefectural Mieai Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (b) Aichi Prefectural Ichinomiyahigashi Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (c) Aichi Prefectural Setotsubaki Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (d) Aichi Prefectural Handa Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (e) Aichi Prefectural Haruhidai Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (f) Aichi Prefectural Toyokawa Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (g) Aichi Prefectural Anjo Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (h) Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (i) Aichi Prefectural Inazawa Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (j) Aichi Prefectural Obumochinoki Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (k) Aichi Prefectural Saori Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (l) Aichi Prefectural Miyoshi Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (m) Aichi Prefectural Nagoya Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (n) Aichi Prefectural Minato Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (o) Aichi Prefectural Toyohashi Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (p) Aichi Prefectural Okazaki Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (q) Aichi Prefectural Ichinomiya Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (r) Aichi Prefectural Hiiragi Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (s) Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 27, 2023 - 5:00 p.m., February 28, 2023
- (t) Aichi Prefectural Komaki Tokubetsushien School
8:00 a.m., February 28, 2023 - 5:00 p.m., March 1, 2023
- (3) Contact point for the notice:
- (a) Aichi Prefectural Mieai Tokubetsushien School

- 1-51 Nanimatsu, Mina-cho, Okazaki City, Aichi 444-0802 Japan
Tel. 0564-57-0013
- (b) Aichi Prefectural Ichinomiyahigashi Tokubetsushien School
1151-1 Nakayama, Niwa, Ichinomiya City, Aichi 491-0083 Japan
Tel. 0586-51-5311
- (c) Aichi Prefectural Setotsubaki Tokubetsushien School
474 Minamiyamaguchi-cho, Seto City, Aichi 489-0965 Japan
Tel. 0561-56-0952
- (d) Aichi Prefectural Handa Tokubetsushien School
2-30 Ikeda-cho, Handa City, Aichi 475-0945 Japan
Tel. 0569-27-7061
- (e) Aichi Prefectural Haruhidai Tokubetsushien School
713-8 Kagiya-cho, Kasugai City, Aichi 480-0392 Japan
Tel. 0568-41-8752
- (f) Aichi Prefectural Toyokawa Tokubetsushien School
77 Kadota, Hirao-cho, Toyokawa City, Aichi 442-0863 Japan
Tel. 0533-88-2553
- (g) Aichi Prefectural Anjo Tokubetsushien School
20 Densa, Sakurai-cho, Anjo City, Aichi 444-1154 Japan
Tel. 0566-99-3345
- (h) Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School
86 Takagawara, Suwaki-cho, Nishio City, Aichi 445-0046 Japan
Tel. 0563-65-5430
- (i) Aichi Prefectural Inazawa Tokubetsushien School
225-1 Isshikimoriyama-cho, Inazawa City, Aichi 492-8364 Japan
Tel. 0587-35-2005
- (j) Aichi Prefectural Obumochinoki Tokubetsushien School
7-427 Morioka-cho, Obu City, Aichi 474-0038 Japan
Tel. 0562-46-3011
- (k) Aichi Prefectural Saori Tokubetsushien School
37 Chutouzan, Nishikawabata-cho, Aisai City, Aichi 496-8019 Japan
Tel. 0567-37-2061
- (l) Aichi Prefectural Miyoshi Tokubetsushien School
1-2 Yamanokami, Uchikoshi-cho, Miyoshi City, Aichi 470-0213 Japan
Tel. 0561-34-4832
- (m) Aichi Prefectural Nagoya Tokubetsushien School
5-88 Nakaotai, Nishi-ku, Nagoya City, Aichi 452-0822 Japan
Tel. 052-502-8866
- (n) Aichi Prefectural Minato Tokubetsushien School
1-10-2 Komei, Minato-ku, Nagoya City, Aichi 455-0018 Japan
Tel. 052-651-3710
- (o) Aichi Prefectural Toyohashi Tokubetsushien School
25-10 Nishinokuchi, Nishiguchi-cho, Toyohashi City, Aichi 440-0841 Japan
Tel. 0532-61-8118
- (p) Aichi Prefectural Okazaki Tokubetsushien School
78 Koshinden, Motojuku-cho, Okazaki City, Aichi 444-3505 Japan
Tel. 0564-48-2601
- (q) Aichi Prefectural Ichinomiya Tokubetsushien School
1 Ujigamimawari, Sugiyama, Ichinomiya City, Aichi 491-0136 Japan
Tel. 0586-78-4635
- (r) Aichi Prefectural Hiiragi Tokubetsushien School
1-8-1 Deguchi-cho, Handa City, Aichi 475-0903 Japan
Tel. 0569-26-7131
- (s) Aichi Prefectural Nishio Tokubetsushien School
86 Takagawara, Suwaki-cho, Nishio City, Aichi 445-0046 Japan
Tel. 0563-65-5430
- (t) Aichi Prefectural Komaki Tokubetsushien School
1129-2 Kuboishiki, Komaki City, Aichi 485-0003 Japan

Tel. 0568-73-7661